

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第1回津市特別職報酬等審議会
2 開催日時	令和7年11月26日(水) 午後4時から午後5時20分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市特別職報酬等審議会委員) 伊藤庄吉、岡島賢治、金子誠子、岸野隆夫、佐藤ゆかり、 西川源誌、宮田雅司、山口登 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 脇田光之 人事課長 フォレスト幹子 人事課給与厚生担当主幹 多羅尾祐介 人事課給与厚生担当副主幹 吉村裕美子 人事課主査 池田文晃 人事課主査 藪下沙紀
5 内容	(1) 市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額 並びに市長及び副市長の給料の額について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部人事課給与厚生担当 電話番号 059-229-3107 E-MAIL 229-3106@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 次のとおり

	内 容
事務局	皆様、本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。 時間になりましたので、ただ今から津市特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。 それでは、まず始めに津市特別職報酬等審議会委員10名の方の委嘱書を執り行いたいと存じます。 —委嘱状の交付—
事務局	それでは、ここで市長から御挨拶を申し上げます。
市長	市長の前葉でございます。 本日は、津市特別職報酬等審議会委員に委嘱をさせていただきました。就任を御承諾いただきまして、誠にありがとうございます。 皆様方には、平素より市政に格別の御理解、御協力を頂き、重ねて厚く

御礼申し上げます。

さて、特別職の報酬等の額につきましては、津市特別職報酬等審議会条例におきまして、「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会の会議に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬の額及び給料の額について、審議会の意見を聴くものとする」とされております。審議会の設置のルールは自治体によって異なっており、例えば2年に1回等定期的に設置している自治体もあれば、随時、市長の判断で設置しているところもあります。本市では市長の判断で随時、設置する形をとっており、前回は、令和元年度に設置しておりますので、今回は6年ぶりということになります。

では「市長の判断で設置をする」というところの判断は何であるかということですが、私が市長に就任した平成23年以降、基本的に人事院勧告で減額が提示された場合、つまり職員の給料が下がる時ですが、その時は、「市長や副市長の給料は下がらずに、引き続き同額をいただき続けていいものか」という考えで審議会の設置をする、という判断をしてきました。また逆に、人事院勧告で増額が提示され、職員の給料が上がった場合には、「市長や副市長の給料は連動して上げない」という考えで、審議会を設置しないという判断をしてきました。そのように随時判断してまいりまして、結果として、津市では、前任の松田市長の時も含めまして平成18年1月1日の市町村合併から20年間、市長・副市長の給料の額と議員報酬の額は一度も改定は行われておりません。

一方で、本審議会は議員報酬の額も審議していただくことになっておりますので、市議会から市長への依頼により設置することもあります。前回の令和元年度は、新市発足以降議員報酬の額が一度も改定されていないため、報酬の適正額について本審議会に諮問し、委員の皆様にご審議いただきたいと市長宛てに津市議会議長から依頼があり、設置したという経緯でございました。その際には、据え置きが妥当という結論をいただいております。

では今回の開催理由は、と申しますと、9月19日付で津市議会議長より、委員の皆様にご審議いただきたいという依頼が私宛に届きました。「議会改革の推進や、社会経済情勢の変化、地方議会をとりまく現状を鑑み、議員報酬の適正額について、報酬審議会に諮問し、委員の皆様にご審議いただきたい」ということでございました。そこで、議員報酬の額と共に市長・副市長の給料の額についても、今回御審議いただくことになったという経緯でございます。

本審議会条例において、「委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから、必要に応じて市長が委嘱する」とされております。委員の皆様方におかれましては、これまでにも、附属機関の審議会委員として、また、経済界、労働界を代表する御立場で、または専門分野における学識経験者として市政に深い関わりをお持ちいただいていることから、それぞれの御立場から客観的に、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について御審議をいただくことをお願いするものであります。

私から申し上げるまでもないことではありますが、特別職の報酬等に

	<p>つきましては、その原資は市民の方々から納めていただく、貴重な税金でございますので、市民の目線に立ち、市民の皆様が適正な額と考えていただけるものであることが第一であろうと思っております。委員の皆様方におかれましては、現在の本市をとりまく社会情勢等を鑑み、公平かつ中立的な御立場から御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、委嘱及び審議会開会にあたりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、本日御出席いただきました委員の皆様から、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。</p>
各委員	<p>—自己紹介—</p>
事務局	<p>続きまして、事項書2(1)の『会長の互選及び会長職務代理者の指名について』でございますが、お手元に配付させていただきました資料2ページの津市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定では、委員の互選により定めとなっておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>
A委員	<p>事務局のお考えがありましたら教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局といたしましては、各委員の皆様の御理解が得られますならば、弁護士でいらっしゃいます西川委員をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>それでは、西川委員よろしく願いいたします。</p> <p>また、以後の会議の進行につきまして、津市特別職報酬等審議会条例第5条の規定により会長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、事項書に基づき、引き続き議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>会長の職務を代理する者の指名について、議題といたしますが、この件に関しては、先程の条例などではどうなっていますか。事務局に尋ねます。</p>
事務局	<p>会長の職務代理者につきましては、津市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の定めにより、会長から御指名をいただくことになっております。</p>
会 長	<p>私が指名させていただくということですので、津市自治会連合会の会</p>

	<p>長であられる岸野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 それでは、本審議会の会長の職務代理者として岸野委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。 それでは、事項書に基づき、引続き議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>事項書2の(2)『市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に係る審議会への諮問について』でございます。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>今回の本審議会では、「市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」を審議事項としておりますことから、会議に先立ち、これらの審議事項に関し、市長から本審議会へ諮問書をお渡しさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">—諮問—</p>
事務局	<p>諮問が終了しましたので、市長は退席いたします。 それでは会長、よろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、改めまして会議を進めさせていただきます。 事項書2の(3)『審議会の議事運営について』でございます。まず、会議の成立につきまして、確認させていただきます。 同審議会条例第5条第2項に「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」と規定されており、本日は委員10名中8名の御出席をいただいておりますので、会議は成立いたしております。 それでは、会議に入りたいと存じますが、最初に、本審議会の議事運営にかかわり、会議の公開についてをテーマといたします。 資料3ページを御覧ください。会議の公開については、津市情報公開条例第22条に、市は、住民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的推進に努めるものとするとして定めておりまして、また、同条例第23条においては、不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することによりその公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除いては、会議の原則公開を規定しております。 このため、本審議会の場合についても、会議公開の方向で取り扱うこととなりますので、よろしく願いいたします。 また、会議公開の方法等詳細については、どのようになっていますか。事務局に尋ねます。</p>

事務局	(会議公開の方法等詳細説明)
会 長	事務局の説明は以上ですが、何か御意見等がございましたら、お願いします。 無いようですので、本日の本題であります事項書の2の(4)『市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について』に移りたいと思います。 それでは、まず、審議資料等に基づき事務局から説明をいただき、次に、皆様から御質問、御意見をお受けしたいと思います。では、事務局に説明を求めます。
事務局	(審議資料及び参考資料説明) 以上が審議資料及び参考資料についての説明でございます。 また、審議資料、参考資料とは別に、津市議会議長からの津市長への依頼文書、前回の審議会からの答申書、津市議会における取組事項についても配付させていただいておりますので、審議の参考としていただければと存じます。 以上でございます。
会 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、先程の資料等の内容並びに市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額や市長及び副市長の給料の額の妥当性などについて、御質問、御意見等があればお願いいたします。
各委員	質疑なし
会 長	それではここで、今後の進め方や日程等について、事務局はどのように考えていますか。
事務局	第2回の審議会については、本日の会議の内容や資料によりまして御審議を深めていただきたいと思います。 第3回の審議会では、第1回、第2回の審議内容を踏まえ、できましたら答申案の御審議まで進めさせていただければと、このように考えております。 今後の日程につきましては、第2回の審議会につきましては、12月16日(火)の午後4時から、今回と同じこの庁議室にて開催を予定しております。また、第3回につきましては、令和8年1月14日(水)の午後4時から、同じくこちらの庁議室にて開催を予定しております。
会 長	今後の予定は、本日の資料等を各委員において十分御検討いただき、第2回の本審議会の会議において、各委員から意見等をお聞きし、さらに審議を深める、そのような形ということですね。 そして、第3回の本審議会で答申内容の確定へと進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員	異議なし
B委員	<p>次回の資料として、議員の年齢構成を付け加えていただければありがたいと思います。できれば当選回数、任期の資料もお願いします。</p>
事務局	<p>追加資料について、承知いたしました。大量、かつ多種多様な資料を見て御審議いただかなければならず、委員の皆様方には大変ご負担をお掛けすることになるかと思えます。審議資料、参考資料とは別に配布している資料には、議会事務局で整理したものもございます。津市議会議長からの依頼文書にありますとおり、市議会として議員定数を削減するなど、議会改革に取り組まれており、また、議員を取り巻く状況としましては、若い人たちの議員の成り手も少ない、議員年金や保険など支出もたくさんあると聞いております。一方で、前回の審議会では、どうしても議員活動がなかなか見えてこない、議員が何をしているのか議員からの発信というの少ないといった御意見もいただいており、そういう中で全体の報酬額としては一般に比べたところではあるのかもしれないけれど、金額に見合った活動なのか、なかなか市民の方にも理解を得られず、大変難しいというお話も聞いておるところです。このような点に関して、議会事務局で整理した資料をお配りしておりますので、そちらも御一読いただいた上で、両方の観点から御審議いただきたいと考えております。</p> <p>次回の御審議に必要なその他資料との兼ね合いもございますので、各委員の皆様現在の方向性だけでも、何かございましたらと思います。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様それぞれ現段階での方向性について、率直な御意見を1人1人頂ければと思えますがいかがでしょうか。</p>
C委員	<p>市長の御挨拶で、市長・副市長の給料というよりも、特に今回依頼のあった議員報酬について、市の経済的なことも考えながら審議してほしいというような印象を持ちました。平成18年からずっと上がっていないということですが、その間に物価がどのような動きをしたのか、例えばデフレのときに下がっていたわけではないものが、インフレになって、ただデフレのときに下がらなかった水準に戻ってきたと判断できなくはないわけです。そのあたりの実態が見える資料、また、事務局から議員にもいろいろと入用があって手元に残るのはそれほどでもないというお話がありましたが、それも少し詳しくお聞きできればと思います。</p>
B委員	<p>市の財政状況等の資料から見ると、軽々に上げるということは厳しい状況であるということは理解しているのですが、近年の物価の上昇率や若い人がなりたくなるような議員・議会を考えるのであれば、限られた財政の中ではあるんですけども、上昇を検討してもいいのかなと感じております。</p>

D委員	<p>期末手当は審議会を通さずに、人事院勧告に基づいて引き上げるということでしょうか。</p>
事務局	<p>期末手当につきましては、この報酬審議会の諮問事項ではなく、一般職の期末手当の月数に連動した形で変わっていきます。一般職の期末手当につきましては、国家公務員の人事院勧告の内容を尊重した改定を行っておりますので、改定があれば特別職の期末手当についても連動して改定する流れでございます。</p>
D委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>資料を見せていただいて、最初は上げてもいいかなと思っていたのですが、他市と比較すると、順位的に津市がそんなに少ないというようには思えないんです。民間に勤めている方や他と比べて給料が見劣りしている金額でもないのではと思います。合併してから変えてないというのは不満も出ているのかもしれませんが、また、議員は1年生議員も長くしている方も報酬は同じなので、長くしている方からしたら不満かもしれませんが、いいのではないかなと思います。市長は精力的にいろんなところで活動されているのが目に見えて分かるので、何パーセントとかはこれからだと思いますけれど、上げてもいいのかなと思います。議員に関しては、私は必要ではないのかなと今の段階では思います。皆さんからの御意見を聞いて変わるかもしれませんが。</p>
E委員	<p>合併以来据え置きと聞いて、正直驚きました。市長は活発に活動されているのが見えますが、副市長は活動が見えてこないと思います。議員につきましては、市民から見ると政務活動費も含めての負担だと思います。物価上昇を考えますと上げるのはやむを得ないかなと思いますし、議員定数も4名減らしていますので、4千万円弱、原資もできたのかなと思います。ただ、議員定数の削減は、議員の報酬額を上げるためになされたものではないでしょうし、そのあたりも加味した上で、政務活動費もどのように使われているのか見える化してもらって、昨今の情勢で言えば上げてやむを得ないかなとは思っております。</p>
F委員	<p>物価上昇を考えれば、上げるのもやむを得ないとは思いますが、この議会が出してきた、依頼文の中の議員の成り手不足に引っかかりを覚えています。過疎地ならともかく、津市は情勢が変わってきていると思います。国政との絡みで選挙にも名乗りを上げている方がたくさんいらっしゃるのでは当てはまらないと思います。また市長の活動は見えるけれど議員の活動は見えないというのは、私はおかしいと思っています、市議会は議会中継をやっているわけで、見ない市民、有権者の方に問題があると思います。そういったところを、有権者教育ということでリストにも上げてもらっていますけれども、もうちょっとやってもらえればと思います。</p>
A委員	<p>市長・副市長がやられている仕事、各議員の方々の仕事、色々話を聞</p>

	<p>かせていただくと、皆様それぞれ御苦労されていることがよく分かります。議員の方においては、地元の方や支援者の方からの御意見を吸い上げながら対応ということで、努力されている方もいらっしゃいます。行政側と地元の板挟みになっている方々もいらっしゃるということをお分かっております。加えて、物価も上がっていることや、職務給の原則ということもあると思います。私個人的な意見としては皆さん一生懸命やっただけだと思いますので、これまで据え置きしてきたこと、津市の市域が広いなかで行政に携われる立場の方々のお給料という観点などを考慮しますと、上げていただくのもありかなと考えています。</p>
G 委員	<p>議員をはじめ、市長・副市長も増額してあるべきという観点から発言をさせていただきます。皆さんからも出ていますように、議員が4名減となること、ずっと金額が変わっていないことを考えますと、議員報酬が魅力的にならないと、若い方や中堅どころが議員になって、市のために頑張ろうかとならないと思います。今の若い方は、職場でそれなりに評価されて、楽しく、賃金もそれなりにもらえてということ我希望する方が多いとお聞きしていますので、やはり魅力的な議会、行政となるとお金でも評価していただかなければならないと思います。ただ一点、国会でも賃金や報酬を上げるという話が出ているなか、しばらくちょっと据え置きでというところもあり、そのようないろんな声を聞きますと、津市議会の議員の方を見ていると、もっとちゃんとした質問をしてくれよという気がします。市民の方が納得してもらえるところに落ちていきたいです。</p>
会 長	<p>最後になりましたが、私からも意見を申し述べたいと思います。私の基本的な考え方といたしましては、社会情勢に鑑みると一定程度値上げをせざるを得ないのではないかとこの観点でいます。ただし資料を拝見する限り、例えば資料15の県庁所在都市における市長・副市長の順位として1番2番となっているんですね。こういう観点からすると、市長・副市長に関して、給料を上げる必要が果たしてあるのだろうかという疑問があります。議会だとどうなのかというと、議長で7位、副議長で9位、議員で13位と、さして安いというような金額にはなっていないように思います。そういう観点から、それぞれの立場でのお仕事をどのようにされているかという評価はあろうかと思いますが、それが報酬に反映されているのかどうかというのは、難しいところがあるのではないかとこの疑問点を持ちました。それから資料10の①、②県内の桑名・四日市・鈴鹿・松阪がそれぞれ改定がなされているようですが、率としてはどれくらいの率での改定になっているのでしょうか。減額率はありませんが、増額率の記載がないので、そのあたりのところも参考にしていただけると、それぞれ改定をするとした場合にどの程度津市においても考慮するのかということの参考になるのではと思いました。</p>
事務局	<p>それでは、追加で御用意する資料について確認させていただきます。先ほど委員からありました議員の年齢構成・当選回数・任期、それから</p>

	<p>会長からありました資料10①、②の改定した場合の増加率の資料を次回御用意させていただこうと思いますが、他に必要な資料ございますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>委員の方々、他にこういうものがあれば参考にしたいという御意見ございますでしょうか。</p> <p>それでは、特に御意見等もないようですので、本日はこれで会議を終わりたいと存じます。どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は、長時間にわたりありがとうございました。頂いた御意見、追加資料を御用意させていただきまして、お持ちさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>